

○名古屋市教育委員会会議規則

平成13年12月6日

教育委員会規則第21号

改正 平成27年教育委員会規則第3号

平成28年教育委員会規則第12号

令和2年教育委員会規則第10号

令和2年教育委員会規則第20号

令和5年教育委員会規則第13号

注 令和2年3月から改正経過を注記した。

名古屋市教育委員会会議規則（昭和31年名古屋市教育委員会規則第11号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 会議（第2条―第11条）

第3章 会議録（第12条・第13条）

第4章 請願（第14条）

第5章 補則（第15条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条第9項及び第16条の規定に基づき、教育委員会（以下「委員会」という。）の会議その他委員会の議事の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 会議

（会議の種類等）

第2条 委員会の会議は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は、毎月1回招集する。

3 臨時会は、教育長が必要があると認めるとき又は2人以上の委員から書面で会議に付議すべき事件を示して請求があったときに、遅滞なく招集しなければならない。

（情報通信機器を通して通話する方法による会議の開催）

第2条の2 教育長が必要があると認めるときは、情報通信機器を通して相手の状態を相互

に認識しながら通話をすることができる方法によって、会議を開催することができる。

- 2 前項に定めるもののほか、同項の規定による会議の開催に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

(令 2 教委規則20・追加)

(会議の招集)

第3条 会議の招集は、教育長が会議開催の日時及び場所並びに会議に付議すべき事件をあらかじめ各委員に通知することにより行うものとする。

- 2 教育長は、前項の通知を行った場合には、直ちに会議開催の日時及び場所並びに会議に付議すべき事件を告示するものとする。ただし、緊急の場合にあってはこの限りでない。

(参集の義務)

第4条 委員は、会議の招集の当日、指定の時刻までに、指定の場所に参集しなければならない。

- 2 委員は、会議の招集に応ずることができないときは、会議の開会前までにその旨を教育長に届け出なければならない。

(会議の順序)

第5条 会議は、おおむね次の順序で行う。

- (1) 開会
- (2) 前会会議録の承認
- (3) 教育長の報告
- (4) 議事
- (5) その他
- (6) 閉会

(会議の公開)

第6条 委員会の会議は、公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する事件について、教育長又は委員の発議により、出席委員（教育長を含む。以下同じ。）の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。

- (1) 職員の人事に関する事。
- (2) 附属機関等の委員の任命又は委嘱に関する事。
- (3) 議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事。
- (4) 表彰に関する事。
- (5) 審査請求及び訴訟に関する事。

(6) 個人の権利利益を害するおそれがある事項に関すること。

(7) その他会議を公開することにより教育行政の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある事項に関すること。

2 前項ただし書の教育長又は委員の発議は、討論を行わないでその可否を決しなければならない。

3 会議の傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

(令5教委規則13・一部改正)

(関係職員の出席)

第7条 教育長が必要があると認めるときは、関係職員を出席させ、報告又は説明を求めることができる。

(発言)

第8条 発言しようとする者は、教育長の許可を受けなければならない。

(議題)

第9条 教育長は、事件を議題とするときは、その旨を宣告しなければならない。

2 教育長が必要があると認めるときは、数件の事件を一括して議題とすることができる。

(動議)

第10条 委員は、動議を提出することができる。

2 動議が提出されたときは、教育長は会議に諮ってこれを議題としなければならない。

(採決)

第11条 教育長は、各委員の賛否の意見を求めて採決する。

2 教育長が必要があると認めるとき又は2人以上の委員から請求があったときは、会議に諮って、記名又は無記名の投票により採決することができる。

3 教育長は、採決の結果を宣告しなければならない。

第3章 会議録

(記載事項)

第12条 会議録には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、第3号及び第4号に掲げる事項にあつては、第6条第1項ただし書の規定により会議を公開しないこととした事件に関するものは、別に作成するものとする。

(1) 開会及び閉会に関する事項

(2) 出席委員

(3) 教育長の報告

(4) 議事

(5) その他教育長又は会議において必要があると認める事項

(署名)

第13条 会議録には、出席委員全員が署名するものとする。

第4章 請願

(請願)

第14条 委員会に請願しようとする者は、文書でこれをしなければならない。

2 前項の規定により請願をした者は、特に必要があると認められる場合には、教育長が定める時間内において事情を述べることができる。

(令2教委規則10・一部改正)

第5章 補則

(補則)

第15条 この規則について疑義のあるとき又はこの規則に規定のないときは、教育長が定める。ただし、これに異議のあるときは、会議に諮り定めるものとする。

附 則

この規則は、平成14年1月11日から施行する。

附 則 (平成27年教育委員会規則第3号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)の施行の日以後において、同法附則第2条第1項の適用を受ける教育長が在職しないこととなる日から施行する。

(平成28年4月1日から施行)

附 則 (平成28年教育委員会規則第12号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年教育委員会規則第10号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年教育委員会規則第13号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。